

第546回
広島地方最低賃金審議会

日 時 令和5年3月17日(金) 10時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

第546回広島地方最低賃金審議会

議 事 次 第

令和5年3月17日（金）

1 開 会

2 議 事

- (1) 広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について
- (3) その他

3 閉 会

第546回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	第55期広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料No.2	令和4年度広島県特定(産業別)最賃の改正決定に関する官報公示(写)	P. 2
資料No.3	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況	
3-1	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(製鉄)	P. 3
3-2	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(金属)	P. 4
3-3	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(機械)	P. 5
3-4	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(電子)	P. 6
3-5	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造)	P. 7
3-6	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(船舶)	P. 8
3-7	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)	P. 9
3-8	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)	P. 10
資料No.4	令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧	P. 11
資料No.5	令和5年度広島県特定(産業別)最賃の金額改正に関する意向表明(写)	
5-1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄等製造業最低賃金	P. 12
5-2	広島県建設用・建築用金属製品等製造業最低賃金	P. 13
5-3	広島県はん用機械器具等製造業最低賃金	P. 14
5-4	広島県電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金	P. 15
5-5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 16
5-6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	P. 17
5-7	広島県各種商品小売業最低賃金	P. 18
5-8	広島県自動車小売業最低賃金	P. 19
5-9	広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金	P. 20
資料No.6	令和5年度 適用使用者数及び適用労働者数	P. 21

資料No.7 要請文書

- 7-1 広島県最低賃金再改定の要請(広島県労働組合連絡協議会) P. 23
- 7-2 最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書
(広島県労働組合総連合・ヒロシマ地域総行動実行委員会) P. 24
- 7-3 最低賃金の大幅引き上げを求める要請書(日本民主青年同盟広島県委員会) P. 25
- 7-4 広島県最低賃金再改定に関する申し入れ書(広島県労働組合連絡協議会) P. 26

第55期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局

令和3年6月15日現在

区分	氏名	現職
公益代表	井上 道	弁護士
	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	三井 正信	広島大学大学院 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	国友 雅彦	JAM山陽 広島県連絡会 事務局長
	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

(50音順・第55期)

岩手労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年岩手労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

岩手労働局長 稲原 俊浩
第4号中「1時間856円」を「1時間886円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年岩手労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

岩手労働局長 稲原 俊浩
第4号中「1時間847円」を「1時間877円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年石川労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

石川労働局長 長嶋 政弘
第4号中「1時間896円」を「1時間926円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

滋賀労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕
第4号中「1時間942円」を「1時間967円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成24年滋賀労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕
第4号中「1時間953円」を「1時間978円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕
第4号中「1時間939円」を「1時間965円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、鉄線鋼物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間995円」を「1時間1,024円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属材料、その他の金属材料製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間944円」を「1時間969円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間958円」を「1時間984円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局最低賃金公示第6号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間938円」を「1時間964円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第7号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第7号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間977円」を「1時間999円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第8号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第9号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和4年12月1日

広島労働局長 阿部 充
第4号中「1時間930円」を「1時間958円」に改める。

令和4年度「Tバスポート」試験合格者の合格者を令和4年11月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。
令和4年12月1日
経済産業大臣 西村 康敏

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（製鉄）

資料3-1

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
北海道	920	鉄 鋼	979	1,000	21	2.15	協約	令和4年12月1日
青森	853	鉄 鋼	929	958	29	3.12	協約	令和4年12月21日
岩手	854	鉄 鋼・金属製品	878	908	30	3.42	協約	令和4年12月31日
宮城	883	鉄 鋼	953	983	30	3.15	協約	令和4年12月15日
茨城	911	鉄 鋼	975	1,004	29	2.97	協約	令和4年12月31日
群馬	895	鉄 鋼	946	976	30	3.17	協約	令和4年12月29日
千葉	984	鉄 鋼	1023	1,054	31	3.03	協約	令和4年12月25日
東京	1,072	鉄 鋼	871	871	-	-	協約	平成26年3月23日
神奈川	1,071	鉄 鋼	874	874	-	-	協約	平成26年3月15日
静岡	944	鉄 鋼・非鉄金属	954	979	25	2.62	公正	令和4年12月21日
愛知	986	鉄 鋼	996	1,018	22	2.21	協約	令和4年12月16日
三重	933	鉄 鋼	739	739 5,907	-	-	公正	平成10年12月15日
大阪	1023	鉄 鋼	996	996	-	-	協約	令和4年1月22日
兵庫	960	鉄 鋼	992	1,024	32	3.23	協約	令和4年12月1日
和歌山	889	鉄 鋼	977	1,008	31	3.17	協約	令和4年12月30日
島根	857	鉄 鋼	954	987	33	3.46	公正	令和4年11月30日
岡山	892	鉄 鋼	985	1,010	25	2.54	協約	令和4年12月4日
広島	930	鉄 鋼	995	1,024	29	2.91	協約	令和4年12月31日
山口	888	鉄 鋼・非鉄金属	995	1,024	29	2.91	協約	令和4年12月15日
福岡	900	鉄 鋼	980	1,010	30	3.06	協約	令和4年12月10日
大分	854	鉄 鋼	981	1,010	29	2.96	協約	令和4年12月25日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（金属）

資料No.3-2

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
岩手	854	鉄鋼・金属製品	878	908	30	3.42	協約	令和4年12月31日
富山	908	非鉄金属・金属製品	781	781	-	-	協約	平成27年12月26日
石川	891	金属製品	763	763 6,102	-	-		平成11年12月26日
石川	891	金属製品・一般機械・ 電気機器	946	971	25	2.64	公正	令和4年12月31日
三重	933	金属製品	843	843			協約	平成27年12月20日
京都	968	金属製品	933	933	-	0.00	協約	令和元年12月22日
広島	930	金属製品	944	969	25	2.65	公正	令和4年12月31日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（機械）

資料No.3-3

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
山形	854	一般機械	888	919	31	3.49	公正	令和4年12月25日
茨城	911	一般機械	935	964	29	3.10	協約	令和4年12月31日
栃木	913	一般機械	939	970	31	3.30	公正	令和4年12月31日
群馬	895	一般機械	935	965	30	3.21	公正	令和4年12月29日
千葉	984	一般機械	922	-	-	-	公正	平成30年12月25日
東京	1,072	一般機械	832	-	-	-	協約	平成22年12月31日
神奈川	1,071	一般機械①	857	-	-	-	公正	平成25年3月1日
富山	908	一般機械・輸送機械	934	960	26	2.78	協約	令和4年12月25日
石川	891	金属製品・一般機械・ 電気機器	946	971	25	2.64	公正	令和4年12月31日
福井	888	一般機械	874	915	41	4.69	協約	令和4年12月24日
長野	908	はん用機械器具等	927	956	29	3.13	公正	令和4年12月16日
静岡	944	一般機械・輸送機械	970	995	25	2.58	協約	令和4年12月21日
愛知	986	一般機械	968	-	-	-	協約	令和3年12月16日
三重	933	一般機械	762	-	-	-	公正	平成15年12月15日
滋賀	927	一般機械	953	978	25	2.62	公正	令和4年12月31日
京都	968	一般機械	822	-	-	-	-	平成20年12月21日
大阪	1023	一般機械・輸送機械	997	1,028	31	3.11	協約	令和4年12月1日
兵庫	960	一般機械	960	993	33	3.44	協約	令和4年12月1日
奈良	896	一般機械	905	-	-	-	協約	令和3年12月29日
島根	857	一般機械	930	963	33	3.55	公正	令和4年12月22日
岡山	892	一般機械	952	972	20	2.10	公正	令和4年12月29日
広島	930	一般機械	958	984	26	2.71	公正	令和4年12月31日
徳島	855	一般機械	945	977	32	3.39	公正	令和4年12月21日
香川	878	一般機械	970	1,000	30	3.09	公正	令和4年12月15日
愛媛	853	一般機械	957	963	6	0.63	協約	令和4年12月25日
佐賀	853	一般機械	896	929	33	3.68	公正	令和4年12月30日
長崎	853	一般機械	875	-	-	-	協約	令和元年12月7日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（電子）

資料No.3-4

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金 額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
北海道	920	電気機械	924	955	31	3.35	協約	令和4年12月1日
青森	853	電気機械	859	888	29	3.38	公正	令和4年12月21日
岩手	854	電気機械	847	877	30	3.54	公正	令和4年12月31日
宮城	883	電気機械	890	919	29	3.26	公正	令和4年12月15日
秋田	853	電気機械	861	891	30	3.48	協約	令和4年12月25日
山形	854	電気機械	872	903	31	3.56	公正	令和4年12月25日
福島	858	電気機械	856	880	24	2.80	公正	令和4年12月30日
茨城	911	精密機械・電気機械	932	961	29	3.11	協約	令和4年12月31日
栃木	913	電気機械	940	971	31	3.30	協約	令和4年12月31日
群馬	895	電気機械	935	965	30	3.21	公正	令和4年12月29日
埼玉	987	電子部品	981	1,013	32	3.26	協約	令和4年12月1日
千葉	984	電気機械	981	1,013	32	3.26	協約	令和4年12月25日
東京	1,072	電気機械①	829	-	-	-		平成22年12月31日
神奈川	1,071	電気機械①	890	-	-	-		平成27年3月1日
新潟	890	電気機械	936	965	29	3.10	協約	令和4年12月28日
富山	908	電気機械	879	910	31	3.53	協約	令和4年12月22日
石川	891	電気機械	896	923	27	3.01	協約	令和4年12月31日
福井	888	電気機械	857	-	-	-	協約	令和4年10月2日
山梨	898	電気機械	934	959	25	2.68	公正	令和4年12月30日
長野	908	計量器等	916	945	29	3.17	公正	令和4年12月14日
岐阜	910	電気機械	907	929	22	2.43	協約	令和4年12月21日
静岡	944	電気機械	939	964	25	2.66	協約	令和4年12月21日
愛知	986	電気機械	901	-	-	-	協約	平成30年12月16日
三重	933	電気機械	927	952	25	2.70	協約	令和4年12月21日
滋賀	927	精密機械・電気機械	939	965	26	2.77	協約	令和4年12月31日
京都	968	電気機械	957	986	29	3.03	協約	令和5年1月27日
大阪	1023	電気機械	994	-	-	-	協約	令和3年12月1日
兵庫	960	電気機械	930	961	31	3.33	協約	令和4年12月1日
奈良	896	電気機械	891	-	-	-	協約	令和3年12月29日
鳥取	854	電気機械	825	859	34	4.12	協約	令和4年12月17日
島根	857	電気機械	853	882	29	3.40	公正	令和4年12月18日
岡山	892	電気機械	904	932	28	3.10	公正	令和4年12月30日
広島	930	電気機械	924	953	29	3.14	協約	令和4年12月31日
山口	888	電気機械	921	948	27	2.93	協約	令和4年12月15日
徳島	855	電気機械	911	942	31	3.40	公正	令和4年12月21日
香川	878	電気機械	913	942	29	3.18	公正	令和4年12月15日
愛媛	853	電気機械	921	947	26	2.82	協約	令和4年12月25日
高知	853	電気機械①	793	-	-	-	公正	令和元年12月29日
福岡	900	電気機械	947	977	30	3.17	協約	令和4年12月10日
佐賀	853	電気機械	867	900	33	3.81	協約	令和4年12月24日
長崎	853	電気機械	864	-	-	-	公正	令和3年12月29日
熊本	853	電気機械	863	896	33	3.82	協約	令和4年12月15日
大分	854	電気機械	864	896	32	3.70	公正	令和4年12月25日
宮崎	853	電気機械	831	-	-	-	公正	令和3年12月24日
鹿児島	853	電気機械	842	-	-	-	協約	令和3年12月17日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（自動車製造）

資料No.3-5

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
秋田	853	自動車(新車)小売	869	897	28	3.22	協約	令和4年12月25日
山形	854	輸送機械	888	919	31	3.49	公正	令和4年12月25日
福島	858	輸送機械	890	916	26	2.92	協約	令和4年12月24日
栃木	913	輸送機械	947	978	31	3.27	協約	令和4年12月31日
群馬	895	輸送機械	935	965	30	3.21	公正	令和4年12月29日
埼玉	987	輸送機械	990	1,013	23	2.32	協約	令和4年12月1日
東京	1,072	輸送機械	838	-	-	-	協約	平成24年2月18日
神奈川	1,071	輸送機械①	855	-	-	-	公正	平成25年3月1日
富山	908	一般機械・輸送機械	934	960	26	2.78	協約	令和4年12月25日
石川	891	輸送機械	946	971	25	2.64	協約	令和4年12月31日
山梨	898	輸送機械	938	961	23	2.45	協約	令和4年12月25日
長野	908	はん用機械器具等	927	956	29	3.13	公正	令和4年12月16日
岐阜	910	輸送機械(自)	951	972	21	2.21	協約	令和4年12月21日
静岡	944	一般機械・輸送機械	970	995	25	2.58	協約	令和4年12月21日
愛知	986	輸送機械	976	997	21	2.15	協約	令和4年12月16日
三重	933	輸送機械	962	987	25	2.60	協約	令和4年12月21日
滋賀	927	精密機械・電気機械	939	965	26	2.77	協約	令和4年12月31日
京都	968	輸送機械	968	993	25	2.58	協約	令和5年1月27日
大阪	1023	輸送機械(自)	998	-	-	-	協約	令和3年12月1日
鳥根	857	輸送機械	919	951	32	3.48	公正	令和4年12月28日
岡山	892	輸送機械(自)	936	956	20	2.14	公正	令和4年12月10日
広島	930	輸送機械(自)	938	964	26	2.77	協約	令和4年12月31日
山口	888	輸送機械	965	985	20	2.07	協約	令和4年12月15日
福岡	900	輸送機械	957	987	30	3.13	協約	令和4年12月10日
熊本	853	輸送機械	902	931	29	3.22		令和4年12月15日
大分	854	輸送機械(自・船)	894	916	22	2.46	協約	令和4年12月25日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況（船舶）

資料No.3-6

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
北海道	920	輸 送 機 械	917	948	31	3.38	協約	令和4年12月2日
福島	858	輸 送 機 械	890	916	26	2.92	協約	令和4年12月24日
埼玉	987	輸 送 機 械	990	1,013	23	2.32	協約	令和4年12月1日
東京	1,072	輸 送 機 械	838	-	-	-	協約	平成24年2月18日
長野	908	はん用機械器具等	927	956	29	3.13	公正	令和4年12月16日
静岡	944	一般機械・輸送機械	970	995	25	2.58	協約	令和4年12月21日
三重	933	輸 送 機 械	962	987	25	2.60	協約	令和4年12月21日
京都	968	輸 送 機 械	968	993	25	2.58	協約	令和5年1月27日
大阪	1023	一般機械・輸送機械	997	1,028	31	3.11	協約	令和4年12月1日
兵庫	960	輸 送 機 械	1002	1,034	32	3.19	協約	令和4年12月1日
岡山	892	輸 送 機 械（船）	980	1,003	23	2.35	協約	令和4年12月28日
広島	930	輸 送 機 械（船）	977	999	22	2.25	公正	令和4年12月31日
山口	888	輸 送 機 械	965	985	20	2.07	協約	令和4年12月15日
香川	878	輸 送 機 械（船）	980	1,003	23	2.35	公正	令和4年12月30日
愛媛	853	輸 送 機 械（船）	962	985	23	2.39	公正	令和4年12月25日
長崎	853	輸 送 機 械（船）	875	-	-	-	協約	令和元年11月29日
熊本	853	輸 送 機 械	902	931	29	3.22	協約	令和4年12月15日
大分	854	輸 送 機 械（自・船）	894	916	22	2.46	協約	令和4年12月25日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)

資料No.3-7

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
青森	853	各種商品小売	852	882	30	3.52	公正	令和5年2月19日
岩手	854	各種商品小売	767	-	-	-		平成28年12月11日
茨城	911	各種商品小売	881	-	-	-	協約	令和3年12月31日
栃木	913	各種商品小売	874	-	-	-	協約	令和2年12月31日
埼玉	987	各種商品小売	849	-	-	-		平成28年12月1日
千葉	984	各種商品小売	848	-	-	-	協約	平成28年12月25日
新潟	890	各種商品小売	842	-	-	-	公正	令和元年12月31日
長野	908	各種商品小売	879	910	31	3.53	協約	令和4年12月31日
静岡	944	各種商品小売	886	-	-	-		令和元年12月21日
愛知	986	各種商品小売	847	-	-	-		平成28年12月16日
滋賀	927	各種商品小売	840	-	-	-	公正	平成30年12月29日
京都	968	各種商品小売	938	-	-	-	協約	令和4年1月26日
兵庫	960	各種商品小売	797	-	-	-		平成28年2月1日
鳥取	854	各種商品小売	718	-	-	-	協約	平成28年12月17日
岡山	892	各種商品小売	893	910	17	1.90	公正	令和4年12月11日
広島	930	各種商品小売	903	-	-	-	協約	令和3年12月31日
愛媛	853	各種商品小売	822	854	32	3.89	公正	令和4年12月25日
大分	854	各種商品小売	716	-	-	-	公正	平成28年12月25日
宮崎	853	各種商品小売	705	-	-	-	協約	平成27年12月24日
沖縄	853	各種商品小売	770	-	-	-	公正	平成30年11月23日

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)

資料No.3-8

都道府県	令和4年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
青森	853	自動車小売	890	919	29	3.26	公正	令和4年12月21日
岩手	854	自動車小売	879	903	24	2.73	公正	令和5年1月1日
宮城	883	自動車小売	918	946	28	3.05	公正	令和4年12月15日
秋田	853	自動車(新車)小売	869	897	28	3.22	協約	令和4年12月25日
福島	858	自動車小売	894	922	28	3.13	協約	令和4年12月18日
埼玉	987	自動車小売	988	1,018	30	3.04	公正	令和4年12月1日
千葉	984	自動車(新車)小売	922	-	-	-	公正	平成30年12月25日
神奈川	1,071	自動車小売②	842	-	-	-		平成23年12月21日
新潟	890	自動車(新車)小売	936	961	25	2.67	協約	令和4年12月29日
富山	908	自動車小売	769	-	-	-	公正	平成23年1月20日
愛知	986	自動車(新車)小売①	800	-	-	-		平成19年12月16日
愛知	986	自動車(新車)小売②	943	-	-	-	協約	令和2年12月16日
京都	968	自動車(新車)小売	939	-	-	-	公正	令和4年1月26日
大阪	1023	自動車小売	993	-	-	-	協約	令和3年12月1日
兵庫	960	自動車小売	930	963	33	3.55	協約	令和4年12月1日
奈良	896	自動車小売	892	-	-	-	協約	令和3年12月29日
島根	857	自動車(新車)小売	904	932	28	3.10	協約	令和4年12月11日
広島	930	自動車小売	930	958	28	3.01	公正	令和4年12月31日
福岡	900	自動車(新車)小売	959	987	28	2.92	協約	令和4年12月10日
大分	854	自動車(新車)小売	872	902	30	3.44	公正	令和4年12月25日
宮崎	853	自動車(新車)小売	858	890	32	3.73	協約	令和4年12月14日
鹿児島	853	自動車(新車)小売	872	902	30	3.44	協約	令和4年12月22日
沖縄	853	自動車(新車)小売	770	-	-	-	協約	平成30年11月18日

令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧

整理番号	特定最低賃金件名	意向表明者	受理月日	改正等の区分	備考
1	広島県製鉄業、鋼材、 鋳鉄铸件、可鍛鉄製 造業、その他の鉄鋼業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月17日	改正	協約
2	広島県建設用・建築用 金属製品、その他の金 属製品製造業最低賃金	JAM山陽 広島県連絡会 会長 薮本 敬士	2月17日	改正	公正
3	広島県はん用機械器 具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月17日	改正	公正
4	広島県電子部品・デバ イス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	電機連合広島地域協議会 事務局長 角 直樹	2月17日	改正	協約
5	広島県自動車・同附属 品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 議長 原田 悟	2月17日	改正	協約
6	広島県船舶製造・修理 業、船用機関製造業最 低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月17日	改正	公正
7	広島県各種商品小売業 最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	2月22日	改正	協約
8	広島県自動車小売業最 低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 販売部門連絡会 委員長 荒城 啓太	2月17日	改正	公正
9	広島県百貨店・総合 スーパー、各種食料品 小売業最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	2月22日	新設	協約

2023年2月10日

広島労働局長

阿部 充 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号

組織名 基幹労連広島県本部

代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月15日

広島労働局長
阿部 充 様

JAM山陽 広島県連絡会
会長 薮本 敬士

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0817
広島市南区比治山町2-5
住宅生協比治山ビル3F

組織名 JAM山陽 広島県連絡会

代表者 会長 薮本 敬士

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月10日

広島労働局長
阿部 充 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号

組織名 基幹労連広島県本部

代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

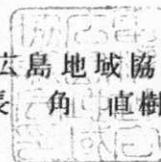
2023年6月末

以上

2023年2月17日

広島労働局長
阿部 充 様

電機連合広島地域協議会
事務局長 角 直樹



特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒721-8588
福山市南蔵王町4丁目5-18

組織名 電機連合広島地域協議会
代表者 事務局長 角 直樹

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月9日

広島労働局長
阿部 充 様

全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会
議長 原田 悟

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町1番1号

組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会

代表者 議長 原田 悟

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月10日

広島労働局長

阿部 充 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号

組織名 基幹労連広島県本部

代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月22日

広島労働局長
阿部 充 様

UAゼンセン広島県支部
支部長 香西 真

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県 各種商品小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町1-17
ワークピア広島2F

組織名 UAゼンセン広島県支部

代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2023年6月末

5. 12
以上

2023年2月9日

広島労働局長
阿部 充 様

全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会
委員長 荒城 啓太

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町1 - 1

組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会

代表者 委員長 荒城 啓太

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2023年6月末

以上

2023年2月22日

広島労働局長
阿部 充 様

UAゼンセン広島県支部
支部長 香西 真

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による広島県 百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町1-17
ワークピア広島2F

組織名 UAゼンセン広島県支部

代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県 百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業 最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2023年6月末

5. 12

以上

令和5年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E220 管理, 補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	2	5,079
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	588
E225 鉄素形材 (鋳鉄鑄物) 製造業	39	1,143
E229 その他の鉄鋼業	176	2,392
計	228	9,203

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E240 管理, 補助的活動を行う事業所	16	59
E244 建設用・建築用金属製品製造業	539	5,609
E249 その他の金属製品製造業	60	1,535
計	615	7,203

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	339	8,291
E26 生産用機械器具製造業	871	18,295
E27 業務用機械器具製造業	24	433
計	1,234	27,019

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57	6,723
E29 電気機械器具製造業	253	6,553
E30 情報通信機械器具製造業	8	211
計	318	13,487

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E 311 自動車・同附属品製造業	276	33,529
計	284	33,577

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	443	10,303
計	451	10,351

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	854
I 561 百貨店，総合スーパー	42	8,294
I 569 その他の各種商品小売業	33	371
計	79	9,519

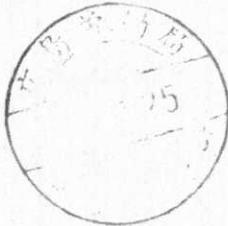
8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	17	435
I 591 自動車小売業	1,558	10,453
計	1,575	10,888

9 百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	854
I 561 百貨店，総合スーパー	42	8,294
I 580 管理，補助的活動を行う事業所	35	786
I 581 各種食料品小売業	501	21,078
計	582	31,012

2022年11月25日

広島労働局
阿部 充 様広島県労働組合連絡協議会
議長 [REDACTED]
広島市東区二葉の里 [REDACTED]

広島県最低賃金再改定の要請

広島県最低賃金は、2022年10月1日から時間額930円になりました。しかし、急騰する消費者物価指数とくに基礎的消費支出の増大により、最低賃金近傍の低賃金労働者の生活は困窮度を深めています。つきましては、最低賃金法第12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金引上げの再改定を諮問するよう要請します。

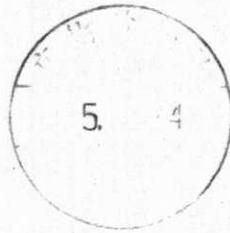
今年度の最低賃金引き上げは、全国加重平均961円、引き上げ率は、3.3%でした。しかしながら、生活必需品を中心とした物価高騰の中で実質賃金としては下がっているといえます。10月21日の総務省の発表によれば、9月の物価指数は総合で前年比同月比3.0%増、基礎的支出では4.6%の増加です。個別にみれば生鮮魚介16.5%、油脂・調味料7.9%、穀類7.2%、電気代21.5%、ガス代19.4%、ガソリン代7.0%など軒並み増加しています。また、帝国データバンクによれば、食品の値上げは10月末で累計2万743品目に及び、価格改定率(各品目での最大値)は平均で14%に達しています。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかってきています。最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。このような状況下、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。

先の中央最低審議会のなかで、公益委員見解として、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」とあります。また、最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときはその決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。年度内に最低賃金法第12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう強く要請します。

以上

2023年1月24日

広島労働局長 阿部 充殿



広島県労働組合
議長
広島市東区光町 2-9
ヒロシマ地域総行動実行委員会
実行委員長
広島市中区大手町 5-8-30

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要請趣旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。2022年度の広島県最低賃金が改定され、930円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率(2022年3月前年同月比+4.5%)に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は2022年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい2022年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び広島地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要請項目 ●

1.2022年8月及至12月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、広島地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上

2023年2月15日

広島労働局 労働基準部 賃金室 御中

最低賃金の大幅引き上げを求める要請書

日本民主青年同盟広島県委員会

【要請趣旨】

私たち民青同盟広島県委員会は「最低賃金に関するアンケート」を行い、128人の学生・青年労働者の実態を聞いてきました。その結果、主に2点が明らかになりました。

1点目は、10月の最低賃金引上げ以降に集めた調査にも関わらず、県最低賃金930円を下回る時給で働かされているとの回答が11人から寄せられたことです。各事業所に対し、最低賃金制度をきちんと守るよう是正を求めると同時に、最低賃金額を「知らない・無回答」と答えた割合が67%にもなった結果を踏まえ、特に若い世代の労働者への最低賃金制度の周知徹底を求めます。

2点目は、青年・学生の暮らしが一層厳しくなっている実態が多く寄せられ、最低賃金の大幅引き上げが緊急に求められていることです。これまでも多くの若い世代が、高学費や奨学金返済、低賃金な働き方によって、従来から経済的に厳しい生活を強いられてきました。そこに、新型コロナウイルスの拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油や電気、ガス料金のほか、食料品など生活必需品の物価の高騰が続く影響が申し掛かっています。アンケートでは「働いてもお金がたまらない(24歳男性)」「物価や電気代が上がって生活費が厳しい(23歳女性)」「週6日以上出勤しないと10万円を超えない…欲しいものが買えない(20歳男性・学生)」など切実な声が寄せられています。全国消費者物価指数は生鮮を除く総合で前年同月比4.0%と41年ぶりの高い伸びとなり、ガス、電気、食品をはじめ、生活に欠くことのできない品目の値上がりが見合致。憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためにも、物価高騰に見合った最低賃金の大幅引き上げが緊急に求められています。アンケートでは理想の時給を問う項目に、全体の95%が1000円以上の数字を回答しました。フランスやドイツでは昨年3回にわたって物価上昇に対応した最賃引き上げを行っています。中小企業に対する支援の抜本的な強化と一体に、今こそ政治の決断で緊急に最賃引き上げを行うことを求めます。また青年労働者が広島で安心して働き、住み続けるために、全国一律最低賃金制度への法改正を行い、地域間格差が是正されることを求めます。

つきましては、以下の項目を要請いたします。

【要請項目】

- ① 物価高騰に対応した最低賃金1500円以上の大幅引き上げを緊急に行うこと。
- ② 広島で安心して働き続けるために全国一律最低賃金制度への法改正を行うこと。
- ③ 最低賃金制度を遵守していない事業所への是正強化を行うこと。
- ④ 最低賃金制度の周知徹底と、働く人の権利を保障する「労働法」の学習を就労前の中学生、高校生に徹底すること。

以上



2023年2月17日

広島労働局
労働局長 阿部 充 様



広島県労働組合連絡協議会
議長 [REDACTED]
広島市東区二葉の里 [REDACTED]

広島県最低賃金再改定に関する申し入れ書

私たちは、昨年11月25日に広島県労働局に対して「最低賃金法12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金引き上げの再改定を諮問する」ことを要請しました。

しかしながら、広島労働局からは、十分な回答が得られませんでした。

そこで最低賃金法第12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金引き上げの再改定を諮問するよう要請する、と同時に有意義な意見交換ができることを希望します。

私たちが再改定を要請する根拠としているのは、第一に、昨年の中央最低審議会のなかで、公益委員見解として、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」としたことです。

第二に、最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときはその決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」としていることです。公益委員見解が参考にした消費者物価は、4月から7月までの指数です。7月以降の消費者物価はさらに上昇し、10月には持ち家の帰属家賃を除く総合は4.4%になりました。9月、10月の物価指数については、昨年の要請、意見交換の時に述べたとおり、「経済情勢に関する状況認識に大きな変化」がありました。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかってきています。最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい生活を強いられています。物価高騰の中、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。

そこで下記のとおり申し入れます。

記

1. 昨年の中央最低賃金審議会は、目安についての公益委員見解「消費者物価等の経済情

勢に大きな変化が生じたときは必要に応じて対応を検討することが適当である。」がどのように議論されたか、明らかにされたい。

2. 広島県最低賃金は、2022年10月1日から時間額930円になりました。しかし、急騰する消費者物価指数とくに基礎的消費支出の増大により、最低賃金近傍の低賃金労働者の生活は困窮度を深めています。現在の消費者物価の上昇は、「経済情勢に関する状況認識に大きな変化」に該当するのであるから、対応を検討するために広島労働局は、広島県最低賃金審議会に諮問すべきである。
3. 1978年の目安小委員会報告には、「引き上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」と記載されています。生活保護制度と最低賃金はナショナルミニмум(憲法25条に基づく、健康で文化的な最低限度の生活水準)の両輪とされています。物価上昇率よりも低い最低賃金の改定では、実質的な賃下げになります。その意味でも広島労働局は、広島県最低賃金審議会に諮問すべきである。
4. 昨年の中央最低賃金審議会での公益委員による「必要に応じて対応を検討することが適当である」(地方最低賃金審議会への期待等の項目)という見解は、地方最低賃金審議会が「状況認識に大きな変化が生じた」と判断すれば「対応を検討」することとして理解してよいのか。
5. 現在、中央最低賃金審議会の中に「目安制度の在り方に関する全員協議会が設置され、議論が始まっています。そこで、広島労働局が目安全員協議会に対して最低賃金全国一律1500円(時間額)の要望を伝えるよう要請します。

以上